

児童扶養手当のシステムへの入力誤りによる誤支給について

1 概要

令和6年5月13日に児童扶養手当の受給者の方から区に対して、手当が誤って支給されているとの申し出がありました。

これを受けて調査したところ、児童扶養手当について、3月末に受給資格を喪失した方などに対し、システムへの入力誤りにより5月に誤って支給していたことが判明しました。

該当の件数・金額は、全体で132件5,916,530円です。

2 区の対応

対象の方に対し、事情の説明と誤支給のお詫びをお伝えしたうえで、資格喪失の方については、返納のお願いの文書と納付書を、6月以降も手当を受給される方については、今後の手当との支払調整等に関するお願いの文書を送付いたします。

3 再発防止策

システムへの入力チェック項目や支払情報の取消手順等を点検の上、複数の職員による確認を実施する等事務処理を改めます。

【岸本聡子区長のコメント】

児童扶養手当の支給誤りが発生したことについて、大変重く受け止めています。深くお詫びを申し上げるとともに、今後、このようなことがないように再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ先】

子ども家庭部管理課：03-3312-2111 内線 1361

総務部広報課：03-3312-2111 内線 1502